

湖南広域行政組合監査委員告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定および湖南広域行政組合監査委員監査基準（令和2年監査委員告示第1号）に基づき定期監査を実施したので、同法第199条第9項の規定および同基準に基づき、監査の結果に関する報告を決定し公表する。

令和4年10月31日

湖南広域行政組合監査委員 平井文雄

湖南広域行政組合監査委員 高田正司

1 定期監査

（1）監査の対象

監査対象機関名	重点的に監査した所属
消防局	総轄監理課 予防指導課 消防救助課 救命救急課 災害管制課

（2）監査の時期

令和4年8月25日（木）

（3）監査の着眼点

主なリスクとして、情報流出、不適切な契約、不適切な現金および準公金の取扱いおよび庁舎等消防施設の不具合、機能低下が挙げられることから、重要情報の管理状況、各種契約事務と手数料等の現金の取扱い、さらに庁舎等消防施設の維持管理状況を着眼点として監査を実施した。

（4）監査の評価項目（重点項目）

- ア 情報流出
- イ 業務マニュアル・事務処理フローの整備状況
- ウ 不適切な契約
- エ 不適切な現金の保管
- オ 準公金の取扱い
- カ 公金の受け渡し手順

（5）監査の結果

監査の評価項目（重点項目）に定めた事務については概ね適正に処理されていたが、以下のとおり一部に改善を要する事項があると認められたので対応願いた

い。

なお、指摘事項以外の軽微な事項については、監査当日口頭で指導し改善を求めた。

ア 指摘事項

(ア) 総轄監理課の人事情報管理についてのマニュアルを整備し、人事に係る重要情報の管理者および管理方法、セキュリティ体制等について予め取り決めておくこと。

(イ) 予防指導課の立入検査標準マニュアル・違反処理標準マニュアルの見直し、確認を行うこと。また、令和4年度査察実施方針、違反是正推進計画については、実施方針および推進計画等のマニュアルがなければ、立入検査標準マニュアルや違反処理標準マニュアルを作成すること。

(ウ) 消防救助課の火災調査室で保管している薬剤の管理簿を整備すること。

(エ) 救命救急課の薬剤管理表には薬剤名を記載するとともに、薬剤の出入りを管理できるよう薬剤管理表の内容を見直すこと。また、消耗品(管理が必要な品目)に係る管理簿を作成し、消耗品管理の手順、在庫管理状況が確認できるよう、業務マニュアル、事務処理フロー等を整備すること。

(オ) 災害管制課の住基データの入力作業後のデータ管理方法について手順書等を作成すること。